

中央教育審議会教育制度分科会（第 29 回）における主な意見
（文化財保護関係）

- 文化財保護については、政治的なことから守られる必要があり、セーフティネットの観点から教育委員会で所管するメリットがあると考え。確かに首長で所管することによる総合行政のメリットもあるが、開発行為との均衡など、デメリットも出やすい分野。一歩引いて、専門的な立場から考える必要がある。
- 京都市には、国宝の 20%、重要文化財の 15% が所在。文化財保護については、首長部局で補助執行を行っている。開発行政の圧力という話があったが、審議会という専門的な機関も設置されている。また、埋蔵文化財だけでなく世界遺産もあり、文化財を「点」でなく「面」で守ることが必要だと考えている。

京都市では、6 年前から景観を守るための新たな政策を始めており、市内の屋上の看板（夜間に光るもの）を全て撤去する予定。京都という「まち」を守る観点からは、地下だけでなく地上の文化財も大切だと考えている。文化財保護は非常に大事であり、決定権はあくまで教育委員会にあるが、実務を首長部局で行っているというのが実情。
- 教育委員会は政治的中立性を担保するセーフティネットの役割を果たしているが、首長は選挙で選ばれたオールマイティな人物だという考えもある。しかしながら、例えば埋蔵文化財については一旦破壊されたら原状回復が困難であり、そのような行為をした首長が仮に選挙で落選したとしても、取り返しのつかないことになる。学校教育や文化財保護など、一旦間違うと取り返しのつかない分野については歯止めをかける仕組みが必要。
- 文化財保護については、審議会があれば首長が突っ走ることを止めることもできるのではないか。また、生涯学習については、行政が担当すべき分野は限られてきており、一部民間に任せてもいいのではないかと。これらの観点も含めて検討する必要がある。
- 教育委員会の中でも、学校教育を担当する学校教育課は首長が入りづらい一方、社会教育や文化財保護を担当する社会教育課は首長部局と一体となって取り組んでいる。今回の教育委員会制度改革に際して一番問題となっているのは学校教育の在り方であり、社会教育などとは分けて考える必要があるのではないかと。
- 先ほどお話しした点について補足させていただく。京都市は文化財が多く所在しているため、文化財保護の権限は教育委員会にあるが、総合行政として推進するために首長部局で補助執行しているもの。権限と事務執行とは分けて考える必要があると考える。